

務	19	01	1 年
(令 和 9 年 3 月 末 まで 保 存)			
(令 和 8 年 3 月 末 まで 有 効)			

警 務 第 1 3 号
令 和 7 年 4 月 2 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長
(警察力最適化推進委員会 P T リーダー)

青森県警察若手職員検討グループの設置・運営について

「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会プロジェクトチームの編成等について」（令和 5 年 7 月 20 日付け警務第 130 号）に基づき設置する「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会プロジェクトチーム」の下部組織として、昨年度に引き続き、「青森県警察若手職員検討グループ」を設置し、若手職員ならではの「新鮮な視点」で情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、社会情勢の変化等に警察が的確に対処するための組織基盤を構築するべく、下記のとおり推進することとしたので、本取組の趣旨を踏まえ、実効ある取組となるよう特段の配意をされたい。

記

1 目的

日々生起する治安事象への対応に当たって警戒の空白が生じることを防ぐために人的リソースの更なる有効活用が求められるところ、若手職員ならではの「新鮮な視点」で、業務の効率化・合理化を図るうえでの課題を抽出し、勤務経験が豊富な職員（以下「中堅職員」という。）からの助言、指導を受けながら、若手職員及び中堅職員双方の警察運営に対する参加意識及び組織への帰属意識の醸成を図ることを目的とする。

2 推進体制

(1) 青森県警察若手職員検討グループ（以下「検討グループ」という。）の編制

ア 警察本部における検討グループ

警務部長が指名する警察本部内の若手職員（20 歳代の警察職員） 8 名及び責任者 1 名並びにファシリテーター 1 名で構成するグループ

イ 警察署における検討グループ

「隣接警察署等との連携の強化について」（令和 7 年 3 月 13 日付け警務第 401 号）に示す連携ブロックごとに選定した若手職員（20 歳代の警察職員）概

ね10名程度及び責任者1名並びにファシリテーター1名で構成するグループ

(2) 責任者及びファシリテーター

ア 階級等

(ア) 責任者

責任者の階級は警部級とし、警察官、行政職員の別を問わない。

(イ) ファシリテーター

ファシリテーターの階級は警部補級の中堅職員とし、警察官、行政職員の別を問わない。勤務経験が豊富であり、ファシリテーターの役割に適した職員であれば年齢を問わない。

イ 役割

(ア) 責任者

責任者は、検討の進捗状況を把握するとともに、必要な助言等を行い、検討の道筋を立てるとともに、必要があれば他所属との調整を行う。

(イ) ファシリテーター

ファシリテーターは、グループ員の意見をまとめ、検討を円滑に進める役割を担い、随時、責任者に検討の進捗状況を報告し、助言を求める。

3 検討方法

警察本部における検討グループにあっては、原則として対面で検討を行うものとするが、警察署における検討グループの検討にあっては、若手職員の機器への習熟を図るためにテレビ会議システムの活用を推奨する。ただし、対面及び書面での検討を妨げない。

4 スケジュール

各検討チームによる検討結果の発表は、本年秋頃を予定しているが、その結果を踏まえて、結果の反映等に係る検討を継続していくこととする。

5 庶務

検討グループの全体の庶務は、警務部警務課において行うが、各ブロックごとに編制した検討チームの庶務は、責任者の属する所属において行う。

6 その他

編制した検討チームにあっては、青森ブロックは青森警察署警務課、八戸ブロックは八戸警察署警務課、弘前ブロックは弘前警察署警務課において、令和7年4月15日（火）までに別紙編制表に必要事項を記載し、「警務課調査・回答等フォルダ」内の「【企画係】若手職員検討グループ」フォルダに格納すること。

本件担当：警務課企画係